愛川町監査委員公表第３号

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和８年１０月１９日

愛川町代表監査委員　　齋藤　千春

1　監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第１９９条第７項による監査）

2　監査の実施日

令和８年１０月２日

3　監査対象課等

環境経済部商工観光課、愛甲商工会

4　監査の方法等

環境経済部商工観光課における令和６年度から令和７年度の「愛甲商工会活動事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況、並びに愛甲商工会における令和６年度から令和７年度の「愛甲商工会活動事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況について監査を実施した。

なお、茅孝之監査委員については、「愛甲商工会」の理事の職にあるため、地方自治法第１９９条の２の規定により除斥した。

5　監査の手続

愛川町監査基準（令和２年監査告示第１号。以下「監査基準」という。）及び令和８年度監査年間計画等による

6　監査の結果

環境経済部商工観光課、愛甲商工会

町では、「国民経済の健全な発展に寄与し、商工業の総合的な改善を図り、あわせて社会一般の福祉増進に資すること」を目的に事業活動を行う愛甲商工会（以下、「商工会」という。）が安定した事業運営を行うことができるよう「活動事業補助金」を交付しており、当該補助金に係る出納については、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

ただし、一部において次のとおり改善を要する事項等が認められたので指摘する。

（１）当該補助金の交付を受けて経営改善普及事業に携わる職員が、自らが担当していた団体の会計から現金を着服するという不祥事を発生させたことは、商工会の会員の信頼を裏切るもので、商工会への財政的援助に係る事務執行が不適正に行われたと断ぜざるを得ない極めて重大な事態である。

商工会においては、本件を重く受け止め、相互牽制の利いた会計処理など内部管理体制の強化や各職員のコンプライアンスの向上のほか、不適切な事務処理などが生じた場合においては、迅速に対処するなどを内容とする再発防止策を早急に策定し、確実な実践とその検証に取り組むことが必要である。

所管課である商工観光課においては、商工会の再発防止策の確実な実践を確認し、適切な指導を行うことが必要である。

（２）商工会職員に係わる旅費の請求や受領が遅いものがあるなど旅費規程どおりの手続が行われていないため、手続の遵守が必要である。

商工会運営規約には、現在貸し出しをしていない貸室や現在利用が皆無のワープロ文書作成が規定されており、現状に合わせた見直しが必要である。

また、事務執行上、留意すべき事項は、口頭により指導した。

7　意見

法第１９９条第１０項に基づき、次のとおり意見を付す。

はじめに「商工観光課」についてであります。

本件補助金は人件費補助であることから、公務員の給与改定などを踏まえ、年々増加しています。補助金の算定に当たっては、商工会補助金交付要綱に基づき交付されているとのことですが、町でも限られた財源の中で補助金を交付しておりますので、当該補助金が効率的かつ効果的に活用されるよう適切な指導をお願いします。

次に「商工会」についてであります。

経営改善普及事業を担う職員に欠員が生じています。商工業の発展のためにも上部団体と協調して欠員解消を図り、充実した事業展開が図られるよう要望します。

また、時間外勤務が増えている職員が見受けられます。働き方改革の趣旨を踏まえ、適正な職員配置と効率的な業務運営に努めていただきたい。